

役員及び評議員推薦規程

施行昭和62年10月1日

一部改正平成4年7月7日

一部改正平成8年12月3日

一部改正平成9年12月16日

一部改正平成14年2月6日

一部改正平成17年2月28日

一部改正平成18年5月23日

一部改正平成24年4月1日

一部改正平成28年4月1日

一部改正令和4年3月9日

一部改正令和6年3月7日

(理事)

第1条 理事は、加盟団体である各地区ゴルフ連盟から推薦された15名（北海道1名、東北1名、関東4名、中部2名、関西3名、中国1名、四国1名、九州2名）及び常務理事会より推薦された学識経験者18名以内を役員候補者選考委員会が選考し、理事会の承認を得た上で評議員会に推薦する。

2 前項の理事候補者を複数名推薦することのできる各地区ゴルフ連盟は、原則として推薦する理事候補者の2分の1（関西は1名以上）を女性候補者とする。

ただし、推薦する理事候補者のうち、2分の1を女性候補者としてすることができない地区ゴルフ連盟は、女性候補者の推薦枠を放棄したものとする。各地区ゴルフ連盟が放棄した当該推薦枠は、公益財団法人日本ゴルフ協会の常務理事会において使用するものとする。

3 前項但し書の各地区ゴルフ連盟による女性候補者の推薦枠の放棄は、2分の1を女性候補者としてすることができなかった当該推薦機会に関するものであり、次回以降の新たな理事候補者の推薦機会においては、各地区ゴルフ連盟は、第1項に基づき、理事候補者を推薦することができる。

4 本条は、理事候補者の推薦の方法等を定めるものであり、推薦された理事候補者が、役員候補者選考委員会の選考等により評議員会における理事の選任決議の対象にならないことがある。

(監事)

第2条 監事は、地区連盟より推薦された2名及び常務理事会より推薦された学識経験者1名を役員候補者選考委員会が選考し、理事会の承認を得た上で評議員会に推薦する。

(評議員)

第3条 評議員は、加盟団体である各地区ゴルフ連盟から推薦された8名（北海道1名、東北1名、関東1名、中部1名、関西1名、中国1名、四国1名、九州1名）及び理事会より推薦された学識経験者7名以内を評議員会に推薦する。